内閣府

（国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官　日髙麻里絵
総合海洋政策推進事務局参事官（安全保障・国際担当）に併任する（一月一日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　伊藤　正雄
地方創生推進事務局参事官（国家戦略特別区域担当）の併任を解除する（一月二十一日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　立石　裕則
地方創生推進事務局参事官（国家戦略特別区域担当）に併任する（二月二十四日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　中安　史明
内閣府事務官（参事官（社会システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））に併任する（同）同　新木　聡
内閣府事務官（参事官（社会システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））の併任を解除する（以上三月一日）

法務省

石川公太郎　川合　健史　地野　透
長山　聖典　林　資祐　船越　信宏
宮澤　一晃　渡部　健治
令和八年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する
令和八年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）
検事　北村　治樹
検事兼法務事務官　松波　卓也
法務事務官　井手　英樹
同　小川　淳　同　清水　慶徳
同　山内　一
令和八年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）
検事　齊藤　恒久
令和八年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（以上三月九日）

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

北海道知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和八年三月十七日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
十勝川水系	美生川	左岸　河西郡芽室町東四条南四丁目一番一二地先（新生橋下流端） 右岸　河西郡芽室町新生南四線二三番四地先（新生橋下流端）	左岸　十勝川への合流点 右岸　十勝川への合流点	美生川水位観測所	釧路地方気象台 北海道十勝総合振興局

二　開始期日　令和八年三月十七日十三時

東京都知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和八年三月十七日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
十勝川水系	途別川	左岸　中川郡幕別町字古舞六番二地先（新生橋下流端） 右岸　中川郡幕別町字古舞一五番地二地先（新生橋下流端）	左岸　中川郡幕別町字千住七二〇番二地先のJR根室本線鉄橋下流端の直轄区間との接合点 右岸　中川郡幕別町字千住七一九番一地先のJR根室本線鉄橋下流端の直轄区間との接合点	途別川水位観測所	釧路地方気象台 北海道十勝総合振興局

二　開始期日　令和八年三月十七日十三時

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号
(三) 占用を制限する区域　日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字志戸辻二四八五番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月十八日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

区分	備考
一般国道二百二十号及び四百四十八号	日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字志戸辻二四八五番二まで